商品概要説明書

ジャックス保証カーローン

（令和元年 11 月 1 日現在）

商品名	カーローン
ご利用いただける方	○お借入申込時の年齢が満 18 歳以上 70 歳以下であり、ご完済時の年齢が 80 歳未満の方。 ○安定・継続した収入が見込める方。 ○当ＪＡ指定の保証機関（㈱ジャックス）の保証が受けられる方。 ○借換の場合には、借換対象のカーローンで直近６か月以内に返済遅延のない方。 ○新卒者の方で、就職先の内定が確定している方。 ○その他当ＪＡが定める条件を満たしている方。
資金使途	○自動車（軽トラック・自動二輪車を含む。）・除雪機・スノーモービル・モーターボート・ロードバイク等の購入資金および購入時の関連資金 ○他の金融機関・信販会社のカーローン等（バイクローン含む。）のお借換資金（残価設定型カーローンの残価部分のお借換えも含みます） ○車検費用、免許取得費用、修理費用（自己車輌に限ります。）、カー用品購入費用。 ○車庫の新築・増改築費用。 ○融資実行後に購入予定のカー用品購入費用。 ただし、自動車（軽トラック・自動二輪車を含む。）購入と同時申込の場合に限定します。
借入金額	○１０万円以上１，０００万円以下とし、１万円単位とします。 ただし、お借換えの場合はお借換対象ローン残高の相当額以内（１万円単位）とします。 ○融資実行後に購入予定のカー用品購入費用は３０万円以内とします。
借入期間	○据置期間を含め、６か月以上１０年以内とし、１か月単位とします。
据置期間	○新卒者の方のみ、当年 11 月から翌年 4 月までの就職前６か月以内で元金返済の据置が可能です。ただし、利息は据置期間中も毎月お支払いいただきます。
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入後の利率は、４月１日および１０月１日の基準金利（当ＪＡの定めるパーソナルプライムレート）により年２回見直しを行い、６月・１２月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】

<table>
<tr><td></td><td>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。
○利率は店頭に掲示します。詳細は、当ＪＡ融資窓口へお問い合わせください。</td></tr>
<tr><td>返済方法</td><td>○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え６か月ごとの特定月に増額して返済する方式）のいずれかをご選択いただけます。
ただし、特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50%以内とします。</td></tr>
<tr><td>担保</td><td>○不要です。</td></tr>
<tr><td>連帯保証人</td><td>○当ＪＡが指定する保証機関（㈱ジャックス）の保証をご利用いただきますので、原則として連帯保証人は不要です。
ただし、次の場合には連帯保証人が必要となります。
・未成年者の方の場合（親権者の方を連帯保証人といたします。）
・新卒者の方の場合
・㈱ジャックスが必要と認めた場合</td></tr>
<tr><td>保証料</td><td>○約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。
なお、保証料率は年 0.78%とします。</td></tr>
<tr><td>団体信用生命共済</td><td>○ご希望により当ＪＡ所定の３種類の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただけます。
なお、共済掛金は当ＪＡが負担いたしますが、選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。
<table>
<tr><th>団体信用生命共済名</th><th>加算利率</th></tr>
<tr><td>団体信用生命共済（特約なし）</td><td>ＪＡ所定利率</td></tr>
<tr><td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td><td>ＪＡ所定利率</td></tr>
<tr><td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td><td>ＪＡ所定利率</td></tr>
</table>
※詳しくは当ＪＡの融資窓口までお問い合わせください。</td></tr>
<tr><td>９大疾病補償保険</td><td>○ご希望により「９大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。
年 0.3%</td></tr>
<tr><td>手数料</td><td>○お借入に際しては、当ＪＡ所定の手数料が必要となります。
また、ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合やご返済条件を変更される場合などにつきましても、当ＪＡ所定の手数料が必要となります。</td></tr>
<tr><td>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</td><td>○苦情処理措置
本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店（所）または当ＪＡ担当部署（注）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。
（注）担当部署…当ＪＡの窓口にお尋ねください。</td></tr>
</table>

	また、ＪＡバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。当ＪＡ担当部署(注)またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 （注）担当部署…当ＪＡの窓口にお尋ねください。 なお、直接お申し立ていただくことも可能です。 東京弁護士会　紛争解決センター　（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会　仲裁センター　（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会　仲裁センター　（電話：03-3581-2249） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
その他	○お申込みに際しては、当ＪＡおよび当ＪＡが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当ＪＡの融資窓口までお問い合わせください。

長野県ＪＡバンク

本商品にかかる当組合の担当部署
JA グリーン長野 サテライトプラザ南長野ローンセンター
（電話：0120-915-848）